

令和7年度 鳥取県公立学校臨時的任用職員（事務職員） 採用試験募集案内

◆鳥取県教育委員会事務局東部教育局 学事担当◆

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地（県東部庁舎4階）

電話：（0857）20-3667

<https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyouiku/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表

受付期間	令和6年12月2日（月）～令和7年1月17日（金）（必着） ◎郵送、持参どちらでも申し込みができます。 ◎郵送の場合は、令和7年1月17日（金）必着 17：15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土・日曜日、祝祭日は、閉庁日のため受け付けておりません。 ※上記の日時以外に持参されたり、郵送到着となっても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	令和7年2月8日（土） ◎試験開始時刻 受験者に別途お知らせします。 ◎令和7年1月31日（金）までに連絡がない場合は、下記9の申込先まで連絡ください。
試験会場	鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館4階 中研修室（2） （鳥取市扇町21番地） ◎受験者数等により場所が変更になる場合があります。
試験結果発表	令和7年2月下旬（予定）

2 募集職種・採用予定者数・勤務場所・職務内容・任用期間

職種	採用 予定者数	勤務場所	職務内容	任用期間 （予定）
臨時的任用 職員 （事務職員）	12名程度	東部地区の小中 学校又は義務教 育学校 鳥取市、岩美郡 、八頭郡	正職員と同様に一定の業務に担当者として従事します。 ・教職員の給与・旅費等に関する業務 ・財務（各種会計）、学務（児童生徒）に関する業務 ・その他学校運営における事務処理全般（学校行事を含む）	令和7年4月1日～ 令和7年9月30日 ◎令和8年3月31日 までを限度として、1 回に限り更新すること があります。

◎採用予定者数は今後変更になる場合があります。

◎試験結果により「合格者」とならなかった方は、「補欠合格者」となることがあります。詳しくは、「6 合格者及び補欠合格者」をご覧ください。

3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- パソコン（ワード、エクセル等）の基本的操作が可能な人
- 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人または令和7年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。なお、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務には就くことができません。

4 勤務条件（予定）

給 料	給料月額 170,900円 ~ 249,400円 ◎経験年数等によって給料月額が異なります。 ◎60歳以上の方は、一律で月額213,200円
諸 手 当	通勤手当 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により1月当たり55,000円を限度として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給します。 期末手当・勤勉手当 任用期間によって支給します。 その他条件により住居手当、扶養手当等を支給します。 退職手当 6カ月以上任用された場合に支給します。
福 利	健康保険は公立学校共済組合、厚生年金は日本年金機構に加入する。 ただし、任用後6カ月は雇用保険に加入する。 ※加入条件を満たす場合に限る。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤 務 日 及 び 勤 務 時 間	原則として、次に掲げる勤務形態となります。 勤 務 日 毎週日曜日・土曜日、国民の祝日及び年末年始を除いた日 勤 務 時 間 午前8時15分から午後4時45分まで（うち休憩時間：45分） ※公務の必要によりやむを得ず変更することがあります。 ※勤務時間は勤務する学校により異なります。

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
面接試験	100点	個別面接による人物についての口述試験
実技試験	20点	試験会場に設置したパソコンを使用した簡単な文字入力試験（Word）

6 合格者及び補欠合格者について

合 格 者	[任用期間] 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで（予定） ◎ <u>上記期間の勤務成績等を踏まえ、令和8年3月31日を限度として1回に限り更新することがあります。</u>
補欠合格者	試験順位により合格者とならなかった方のうち、一定の得点にある方については「補欠合格者」として登録します。 補欠合格者は、合格者の採用辞退又は取消等による場合や欠員の状況等により、当初の合格者では必要採用数を満たさないこととなった場合に、面接試験の得点の高い順に繰り上げて追加で合格者を決定し、該当者へは文書で通知します。 [任用期間] 採用日から6カ月以内 [補欠合格者登録有効期間] 合格発表日から令和7年5月31日まで ◎欠員等の発生状況によっては、補欠合格者として登録されても採用されない場合があります。 ◎採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡が取れない場合は採用されないこともあります。 ◎有効期間に採用されない場合には、登録が失効となります。

◎令和7年4月1日より前に勤務が可能な方は、令和6年度中に欠員が生じた場合に採用することがあります。

7 試験結果の発表

(1) 決定方法

試験の得点の高い順に合格者、補欠合格者を決定します。

なお、試験の得点が、一定の水準を満たさない場合は不合格とします。

(2) 試験結果の発表方法

可否について受験者全員に通知します。合格者には、発表の日以後に、採用手続きの連絡を電話で差し上げます。

8 試験結果（総得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので受験者本人が直接開示場所へおいでください。その際、運転免許証、学生証等、写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の可否、得点、順位	試験結果発表日から1ヵ月	鳥取県教育委員会事務局東部教育局 (県東部庁舎4階)

9 受験申込手続

提出書類等	(1) 採用試験申込書 1部 ※顔写真を添付すること (2) 経歴調書 1部 (3) 結果通知用封筒 1通 ※長形3号使用、通知先の郵便番号、住所、宛名(氏名)を明記し、110円切手を貼ること
申込先	鳥取県教育委員会事務局東部教育局 学事担当 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地(県東部庁舎4階) 電話(0857)20-3667
申込書の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。採用予定者に採用手続き等を伝えるためお電話いたしますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 3 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。(専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。)
注意事項	◎封筒の表に赤字で「令和7年度公立学校事務職員(臨任)受験」と書いてください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類は返却しません。 ◎受験票の交付はありません(試験時間を明記した通知文書をもって受験票に代えます)。

※車椅子の使用等、受験に際して配慮が必要な方は、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

10 個人情報の取扱い

本試験実施に際して収集した個人情報については、本試験の選考、可否通知の発送、採用手続き及びその連絡以外には利用しません。

11 試験会場

